

佐倉市街路樹維持管理基本方針 (案)

令和〇年〇月
佐倉市 土木部 道路維持課

目次

1. 基本方針策定の背景と目的.....	1
(1) 基本方針策定の背景	1
(2) 基本方針策定の目的	1
2. 佐倉市における街路樹の現状と課題.....	2
(1) 街路樹の現状	2
①街路樹の本数・樹種	2
②街路樹の維持管理.....	3
③街路樹に関する市民意見	4
④街路樹維持管理予算の推移	8
(2) 街路樹の課題	9
①街路樹の本数・樹種に関する課題【利用者リスク】【環境リスク】	9
②街路樹の維持管理に関する課題【利用者リスク】【管理リスク】	10
③市民意見に関する課題【環境リスク】	12
④街路樹維持管理予算に関する課題【管理リスク】	13
3. 街路樹維持管理の基本方針の設定	14
4. 具体的な取り組みの設定	15

1. 基本方針策定の背景と目的

(1) 基本方針策定の背景

市内には多くの街路樹が植えられており、これらは市民にとって身近な緑であり、市民が心地よく過ごせる環境形成の一端を担っています。

しかしながら、植樹されてから数十年が経過する樹木も多く、枝の繁茂による交通への影響や根上がりの発生、維持管理費の増加など様々な課題が生じてきています。

加えて、人口減少や少子高齢化が進行していく中で、より効率的に予算を執行していくことが必要となります。こうした中で今後も市内の街路樹を適正に管理していくため、佐倉市街路樹維持管理基本方針を策定しました。

(2) 基本方針策定の目的

本市の街路樹が抱える課題を整理したうえで、これらを解決するための基本方針を定めることで、適正な維持管理を推進し、街路樹（みどり）の質の向上を目指すことを目的としています。

なお、本方針においては、街路樹の絶対量の維持ではなく、適正な維持管理を実施できる量の確保に努め、これを適正に維持管理していくことで、街路樹（みどり）の質の向上を目指します。

2. 佐倉市における街路樹の現状と課題

(1) 街路樹の現状

① 街路樹の本数・樹種

本市が管理する街路樹としては、高木¹と中低木²があり、高木は 6,767 本（令和 7 年 3 月 31 日時点）が植えられています。

高木で最も多い樹種は、ハナミズキ(18.4%)であり、次いでクスノキ(11.2%)、シラカシ(8.2%)となっています。

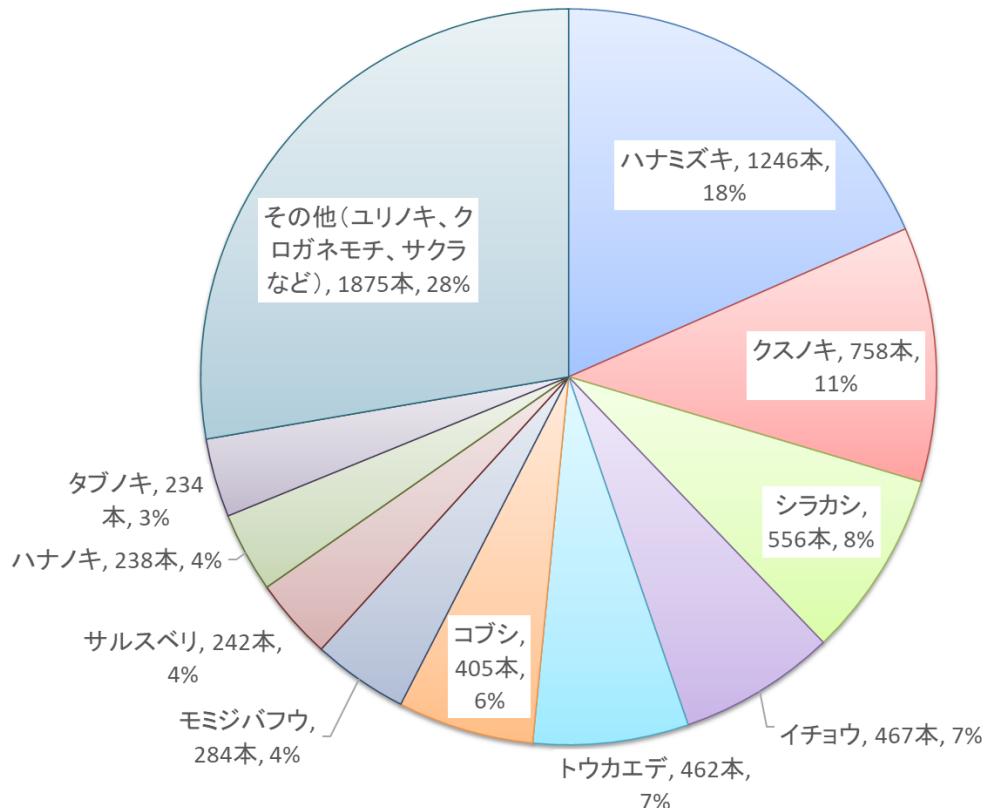


図 2-1 街路樹（高木）の主要樹種

低木は、ヒラドツツジが多く植えられています。

¹ 主として樹高 3m 以上（植栽時の樹高が 3m 未満であっても将来 3m 以上で管理されるものを含む）の形状寸法で用いられる樹木

² 主として樹高 3m 未満の形状で用いる樹木

②街路樹の維持管理

本市では維持管理業務として主に低木の剪定、植樹帯の除草・清掃、高木の剪定³・伐採⁴、病害虫への対応、根上がりの補修を実施しています。

低木の剪定、植樹帯の除草については、市内を志津地区、臼井・千代田地区、佐倉・根郷・弥富地区の3つのエリアに分け、専門業者に年間を通して管理を委託しています。委託業務の内容等は、表2-1のとおりです。

表2-1 年間の街路樹管理の業務内容

業者の選定方法	年度当初に実施する入札で決定
主な業務内容	1. 植樹帯の除草・清掃(人力、機械) 2. 低木の剪定
除草の頻度	一部場所を除き年3回
低木剪定の頻度	一部場所を除き年1回
低木の高さの管理基準	交差点部の隅切りから概ね10m以内は 60cm以下を、それ以外の箇所は70cm 以下を標準とする

高木の剪定については、5年に1回の剪定を目安として、繁茂の状況や周辺の環境等を考慮して順次実施しています。

また、高木の伐採については、幹の腐食、枯れ等倒木の可能性のある樹木が発見された場合や、地元自治会から要望のあった場合に実施しています。

毛虫などの病害虫等への対応については、総合防除⁵の考えにより、捕殺や病害虫等のついた枝の切除を原則とし、人体に影響のある毛虫が確認された場合など、やむを得ないときのみ薬剤を用いた駆除を行っています。

樹木の根の成長により、アスファルトなどの舗装が持ち上がる根上がりについては、応急対応としてスプレーによるマーキングによって注意喚起をし、程度のひどいものから順次補修を行っています。

³ 枝を切ること

⁴ 樹木を根元から切ること

⁵ 総合防除（IPM：Integrated Pest Management）とは、ねずみ・病害虫等の有害生物防除を行うに当たって、考えられる有効・適切な技術を組み合わせて利用しながら、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような方法で、有害生物を制御し、その水準を維持する有害生物の管理対策である。（「佐倉市有施設における農薬、殺虫剤等の薬剤使用に関する基本指針（解説編）」より引用）

③街路樹に関する市民意見

街路樹に関する要望・問い合わせは年間約 200 件寄せられており、主な内容としては次のとおりです。

- ・高木が繁茂し、通行支障や民地への越境などの問題が生じているため、剪定してほしい。
- ・高木の枝が折れているので、回収してほしい。
- ・高木が枯れているので、伐採してほしい。
- ・毛虫が発生しているので駆除してほしい。
- ・低木が繁茂し、見通しが悪いため、剪定してほしい。
- ・植樹帯の雑草が繁茂し、通行支障や見通し支障などの問題が生じているため、除草してほしい。
- ・根上がりによって歩道が歩きづらいので修繕してほしい。

また、本方針の作成にあたり、「令和 6 年度 市民意識調査」にて街路樹に関する設問を設定し、街路樹に関する市民意向を調査しました。その回答結果を整理すると以下のとおりでした。

市内の街路樹が「好き」等の回答が全体の 64.3% と、「嫌い」等の 9.5% を大きく上回っています。

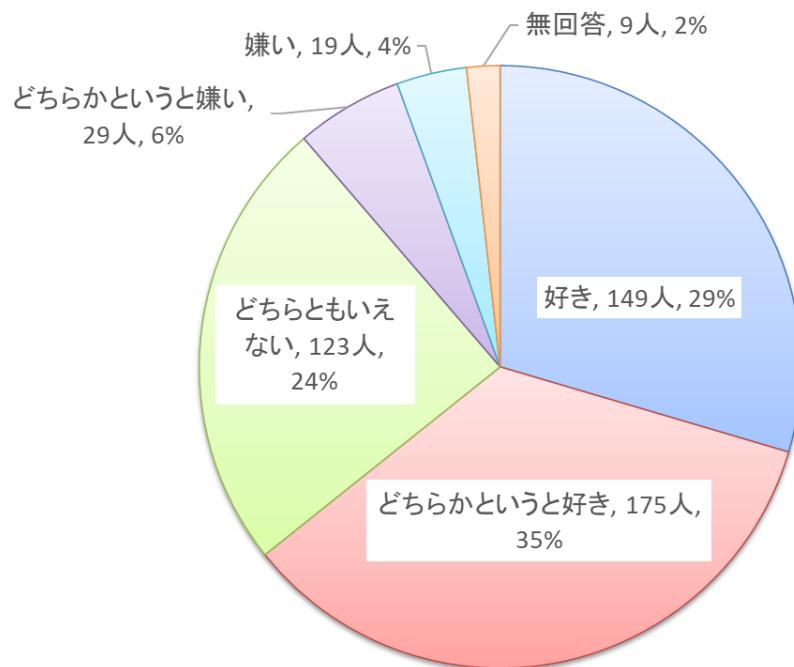


図 2-2 市内の街路樹が好きか

街路樹が「好き」な理由としては、「季節を感じられる」が最も多く、次いで「美しい景観を作っている」、「木陰ができるて過ごしやすくなる」となっており、(安全や防災面よりも) 環境や景観といった機能が重視、評価されています。

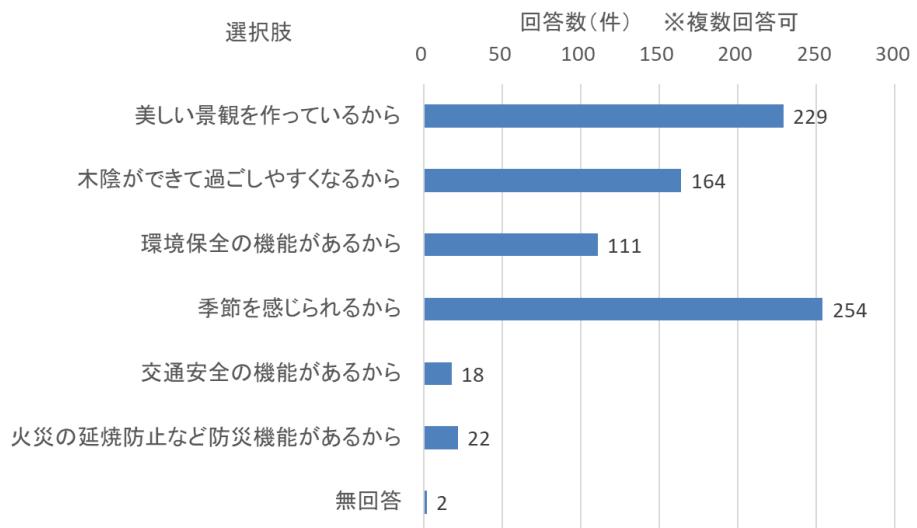


図 2-3 街路樹が好きな理由

「嫌い」な理由としては、「街路樹が繁茂し、車道・歩道の通行に影響が出ている」、「落ち葉が歩道・車道にたまって、通行に支障が出る」、「街路樹が繁茂し、標識や信号が見えづらくなっている」、「落ち葉の掃除が大変」、「毛虫などの病害虫が発生したり、木の実を食べた鳥が糞をしたりする」といった、維持管理に対する不満が多くなっています。

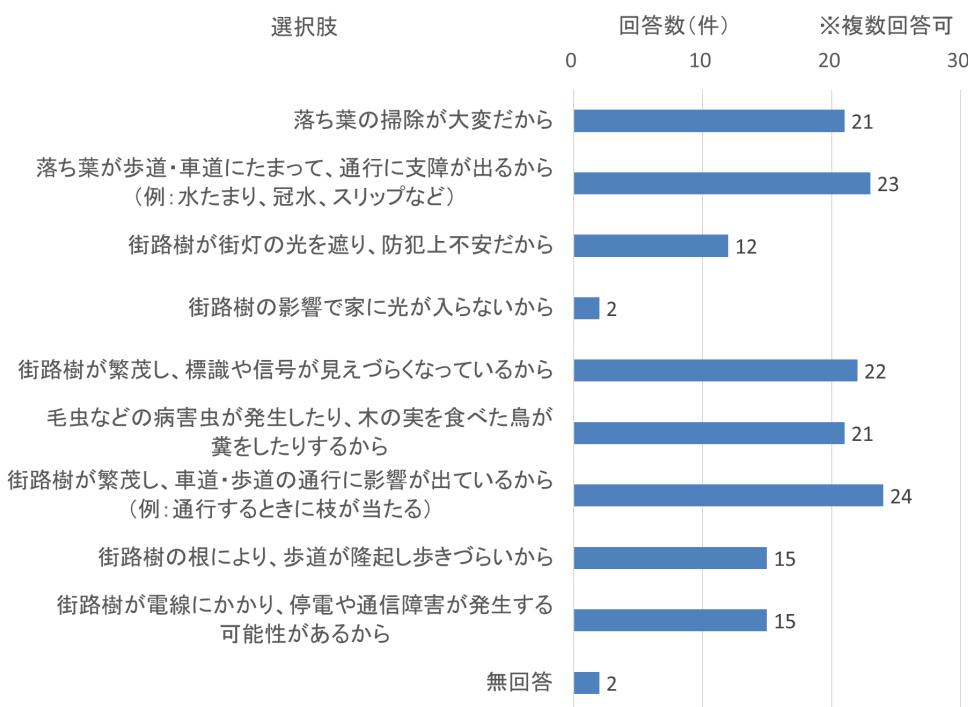


図 2-4 街路樹が嫌いな理由

一方、街路樹の維持管理の状態に対しては、「満足」等の回答が全体の 39.1%、「普通」が 31.5%、「不満」等の 25.0%となっています。

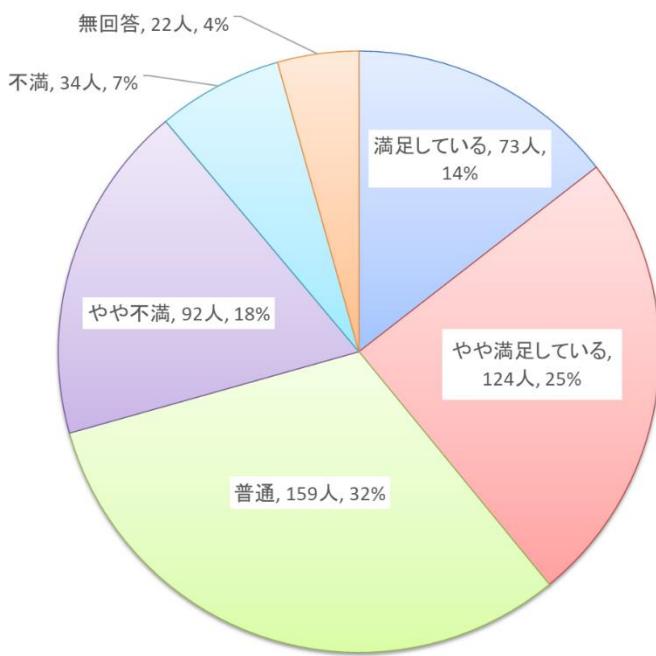


図 2-5 街路樹の維持管理の満足度

また、街路樹の数については、「現在の街路樹の数で適正な維持管理ができるのであれば、管理しきれる数まで数を減らしてもよい」の回答が全体の68.1%に上り、「いかなる理由だとしても街路樹の数は維持すべき」は22.8%にとどまっています。

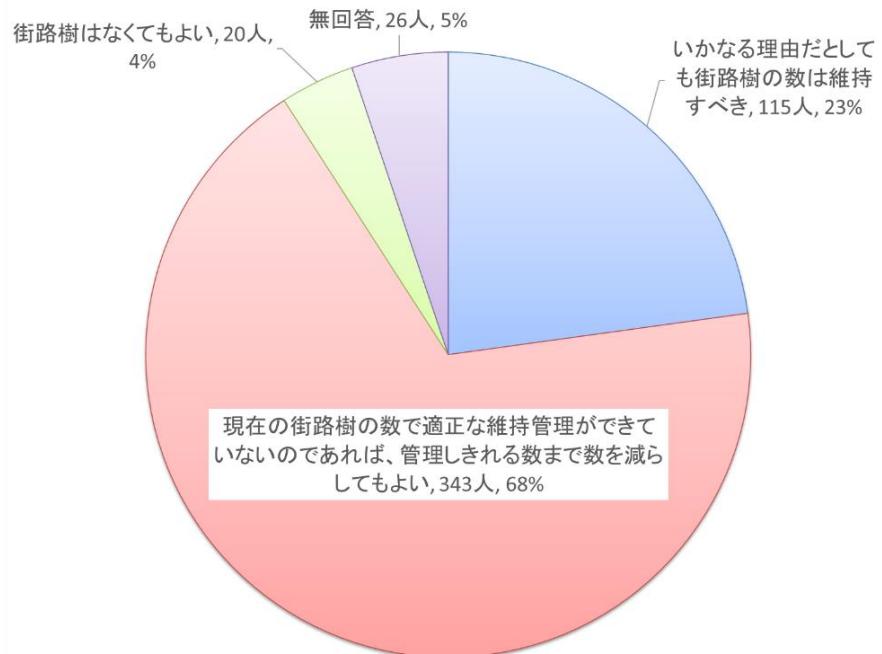


図 2-6 街路樹の数について

④街路樹維持管理予算の推移

本市の街路樹管理業務に計上される年間予算額は、近年では約 63 百万円から 76 百万円となっています（表 2-2）。

街路樹の年間管理に本来必要な費用は人件費の上昇等により年々増加していますが、街路樹維持管理事業の予算は増加していません（表 2-2、表 2-3）。

そのため、低木の剪定回数の調整（年 1 回を 2 年に 1 回など）により予算内で対応しています。

また、これまで高木の剪定については、街路樹に関する予算と街路樹（低木）の業務委託の請負額（年間管理請負額）の差金にて実施してきました。

しかし、近年の物価上昇により年間管理の請負額が上昇してきており、差金が生じにくくなっています。そのため、高木の剪定に要する予算を確保することが難しい状況となっています。

表 2-2 街路樹の予算額等

	(単位：千円)		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
予算額(当初)	63,324	63,468	76,468
年間管理請負額(低木)	42,739	42,621	62,703
差金(高木剪定等)	20,585	20,847	13,765

表 2-3 決算額（市の歳出合計と街路樹維持管理事業）

年度	① 歳出合計 (千円)	② 土木費 (千円)	割合 (② ÷ ①)	③ 街路樹 維持管理事業 (千円)	割合 (③ ÷ ②)
令和 4 年度	56,876,152	3,592,752	6.32%	63,324	1.76%
令和 5 年度	56,939,530	3,535,595	6.21%	63,463	1.79%
令和 6 年度	59,653,760	4,352,480	7.30%	※ 91,466	2.10%

※民地への越境、通行支障などの問題が発生し、緊急対応のため増額した 15,000 千円の補正が含まれます。

(2) 街路樹の課題

市内の街路樹は、市民にとって身近な緑であり、市民が心地よく過ごせる環境形成の一端を担っている一方、枝の繁茂による通行支障や民地への越境、根上がりの発生など、様々な課題が生じています。

本市における街路樹の課題を、利用者リスク、環境リスク、管理リスクの3つの観点から以下に整理します。

① 街路樹の本数・樹種に関する課題【利用者リスク】【環境リスク】

交差点直前まで樹木が植栽されていたり、高木が密に植栽されていたりするなど樹木の植栽位置や間隔が適切でないことにより、見通し支障や樹木同士の干渉などの課題が生じています。



図 2-7 見通し支障 例
(交差点)



図 2-8 見通し支障 例
(横断歩道)

② 街路樹の維持管理に関する課題【利用者リスク】【管理リスク】

街路樹の維持管理に関する課題として、

- ・枝葉の繁茂による、車道及び歩道での通行支障、民地への越境、交通安全施設の視認障害、街灯光の遮断、落ち葉による通行障害や冠水
- ・樹勢の衰え、腐朽の進行によって生じた枝の落下や倒木による、通行中の人や車両等への影響
- ・樹木の成長に伴う、根の伸長、肥大化による縁石・植樹枠・舗装面への影響（根上がり）

などの課題が生じています。



図 2-9 通行支障 例



図 2-10 民地への越境 例



図 2-11 街灯光の遮断 例



図 2-12 落ち葉で詰まった枠 例



図 2-13 樹勢の衰え 例



図 2-14 腐朽の進行 例



図 2-15 根上がり 例

③市民意見に関する課題【環境リスク】

市民意識調査では街路樹が好きな理由として、「季節を感じられるから」、「美しい景観を作っているから」、「木陰ができて過ごしやすくなるから」といった環境や景観に関する理由が多く寄せられました。一方で、市内の街路樹は、道路交通機能への支障や樹木同士の干渉防止のために行った強剪定等により、樹形が劣化したり樹勢が低下したりしています。その結果、市民の求める道路緑化としての機能や景観機能が低下しています。



図 2-16 強剪定 例

④ 街路樹維持管理予算に関する課題【管理リスク】

これまで高木の剪定については、街路樹に関する予算と街路樹（低木）の業務委託の請負額の差金にて実施してきました。

しかし、近年の物価上昇により年間管理の請負額が上昇してきており、差金が生じにくくなっています。高木の剪定に用いることのできる予算を確保することが難しくなってきています。

さらに、高木の剪定にかかる費用も上昇してきており、年間で剪定することのできる本数が限られ適切な頻度で剪定ができず、市民の皆様からの苦情につながっています。

現在の財政状況が今後も続くとすると、毎年高木の剪定に使うことのできる予算は約 2,000 万円と考えられます。高木の剪定費用は幹周によって異なりますが概ね 4 万円/本とすると、年間で剪定できる本数は 500 本となります。

そして、樹種により剪定頻度は異なりますが、仮に剪定の頻度を 3 年に 1 回⁶とすると、現在の財政状況で適切に管理できる本数は、1,500 本となります。

⁶ 参考文献：道路緑化技術基準・同解説、社団法人日本道路協会、昭和 63 年 12 月

3. 街路樹維持管理の基本方針の設定

前章の現状や課題を踏まえ、街路樹維持管理基本方針を次のとおり定めます。

■ 基本方針① 安全性の確保 ← 【利用者リスク】

道路を利用する歩行者や運転手、沿線の住民の方々の安全を第一に考え、現場状況に応じた伐採等を実施していくことで安全性を確保します。

■ 基本方針② 良好的な景観の形成 ← 【環境リスク】

定期的な剪定等により、良好な景観形成を図ります。

■ 基本方針③ 適正な維持管理の推進 ← 【管理リスク】

適正な維持管理を実施していくことにより、街路樹（みどり）の質の向上を図ります。

4. 具体的な取り組みの設定

それぞれの基本方針について、次の具体的な取り組みを実施していきます。

また、今後開発行為等で新規に植樹する際も、この取り組みの内容を踏まえて植樹するようにします。

なお、具体的な取り組みについては、取り組みを実施していく中で新たな課題が生じた際などに、必要に応じ見直しを行います。

● 具体的な取り組み【基本方針① 安全性の確保】

○横断歩道の前後 10m 以内の高木、中低木の伐採

【優先項目】自動車の運転手が横断歩道を渡ろうとしている歩行者を確認でき、かつ、歩行者からも自動車を確認できるよう、この範囲は伐採します。

○交差点部及び巻き込み終わりから 10m 以内の高木、中低木の伐採

【優先項目】自動車の運転手が目視による安全確認を十分にできるよう、この範囲は伐採します。

(なお、上記 2 つの具体的な取り組みの値は基準となる値で、現場状況により多少変動します。)

○街灯の支障となる高木の伐採

高木の枝葉により街灯の光が遮られているところについては、夜間の歩行者等の安全確保のため、伐採します。

○標識の支障となる高木の伐採

高木の枝葉により標識が見えなくなっているところについては、自動車等の安全な運転のため、伐採します。

○電柱の支障となる高木の伐採

高木と電柱が近接しているところについては、停電防止のため、伐採します。

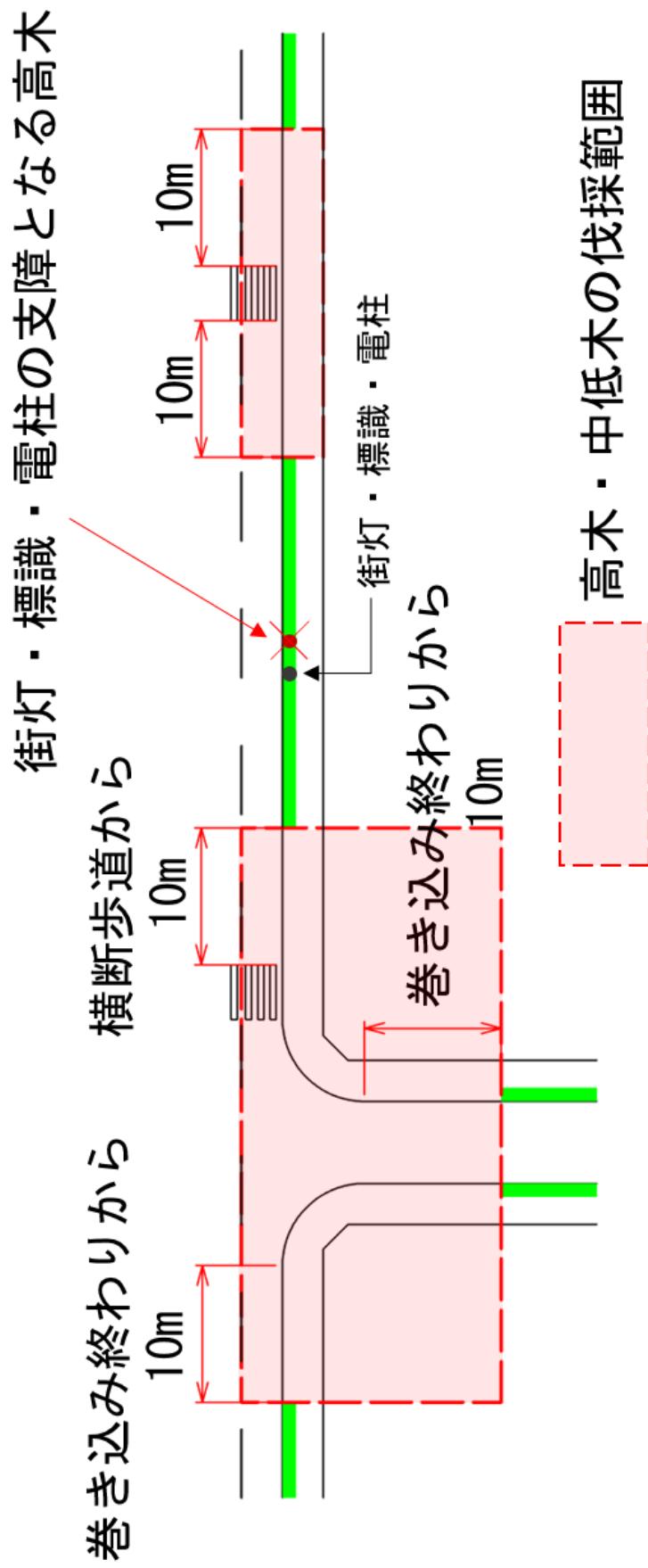


図 4-1 交差点付近、横断歩道付近、街灯・標識・電柱付近の伐採のイメージ

○適正な樹形の維持

高木については、安全な通行の確保、及び停電の防止のため、枝葉が道路の建築限界（車道 4.5m、歩道 2.5m）を侵さないようにし、また、樹高の管理目標を電力線を超えない高さとします。

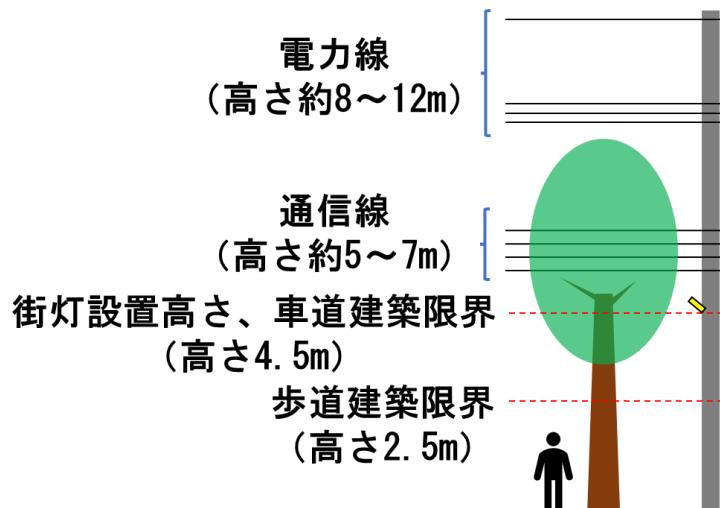


図 4-2 街路樹付近の制約のイメージ

低木については、駐車場の出入りの際などの見通し確保のため、高さの管理目標を歩道舗装面から 50cm 以下とします。

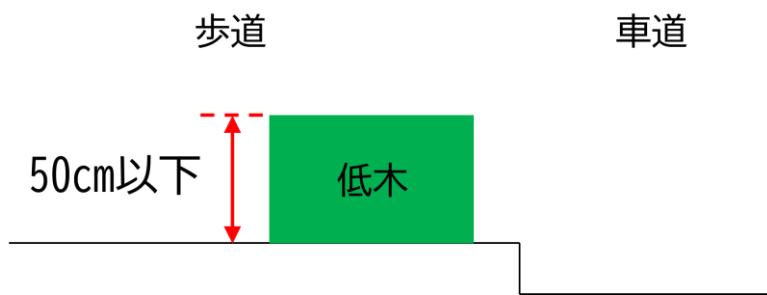


図 4-3 低木の高さの管理目標

○巡視等による街路樹の異常の早期発見

巡視等による街路樹の異常の早期発見、及びその後の対応により、異常による事故の発生の防止に努めます。

○倒木の可能性のある高木の伐採

倒木の可能性ある高木を発見した際は、調査を実施し、危険性のある場合は伐採します。

○根上がりが発生している箇所の補修

根上がりが発生している箇所については、順次補修を実施します。

○病害虫の防除

毛虫等の病害虫が発生した際には、総合防除の考えに基づく対応を実施します。

○歩道の有効幅員が十分に確保できていない区間の高木、中低木の伐採の検討

狭い歩行空間に高木等が植樹されていることで歩行者の安全・快適な通行が困難となっている場所については、歩行空間の確保のため、高木、中低木を伐採し、舗装することを検討します。

● 具体的な取り組み [基本方針② 良好な景観の形成]

○定期的な剪定の実施

樹木の成長に合わせた適切な頻度で剪定するよう努めます。

○適正な間隔への調整

高木の間隔が狭い箇所については、間隔が 10m 以上となるよう調整します。

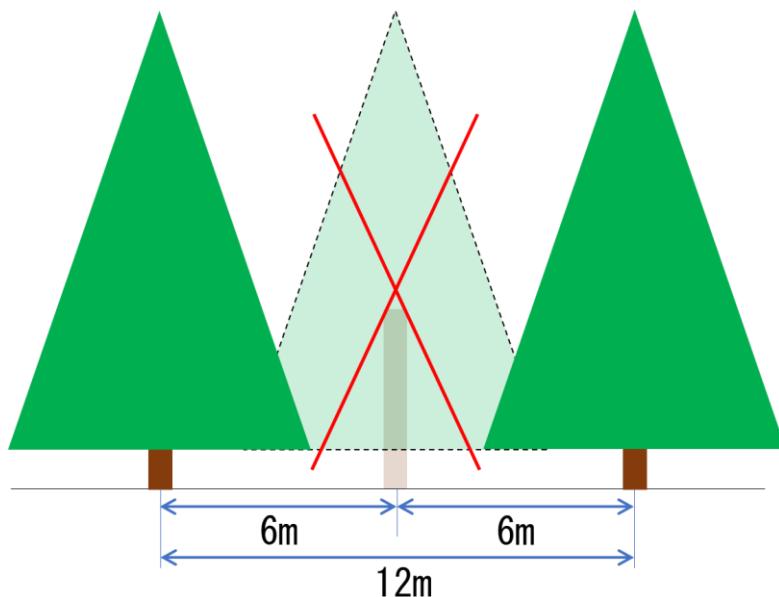


図 4-4 適正な間隔への調整のイメージ

○緑地や公園、学校など緑のある公共施設沿線の高木の伐採の検討

高木と並んで緑地や公園、学校など緑のある公共施設がある場合については、みどりの重複による景観の悪化等を解消するため、伐採を検討します。

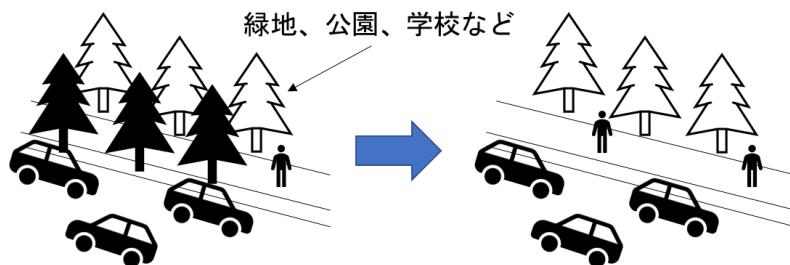


図 4-5 緑地や公園、学校など緑のある公共施設沿線の高木の伐採のイメージ

○低木がほとんどなくなっている植樹帯の舗装化の検討

枯れ等により低木がほとんどなくなっている植樹帯については、雑草の繁茂により景観が悪化するだけでなく、歩行者の通行障害となることもあるから、部分的に残っている低木を撤去し、舗装することを検討します。

○地元自治会などからの要望箇所の伐採

地元自治会の総意として伐採の要望のあった場所については、伐採を実施します。

● 具体的な取り組み〔基本方針③ 適正な維持管理の推進〕

○ 基本方針①②の具体的な取り組みの実施により、街路樹（みどり）の質の向上を図る

基本方針①②の具体的な取り組みを実施していくことにより、街路樹（みどり）の質の向上を図ります。なお、街路樹も含めた広い概念のみどりについての計画である「佐倉市みどりの基本計画」においても、目標の一つとしてみどりの質に対する満足度を向上することが掲げられています。

○ 維持管理を考慮した樹種の選定

高木の更新や、開発行為で新たに街路樹を植樹する際などには、樹種の特性、植樹場所の状況等を踏まえ、その後の維持管理の容易な樹種を選定します。

○ 街路樹の今後の管理方法の研究

市内の高木は大木化しているものも多いことから、高木のよりよい管理方法について、高木実証実験の結果も踏まえ、研究していきます。

- 例)・高木の樹高を低くする高木実証実験の実施（令和7年度から実施）
 - ・大木化した高木をそのまま維持管理した場合と更新した場合の維持管理費等の比較

また、今後少子高齢化の進行により職員数が減少していくことが想定されることから、包括管理など街路樹のより効率的な管理手法について研究していく必要があります。